

第二十二條中「十一日以上一年以下ノ重禁又ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ二圓以上ノ科料」ニ改ム

第二十三條中「未遂犯罪」ヲ「未遂罪」ニ改ム

第二十四條中「二圓以上四十圓以下ノ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ二圓以上ノ科料」ニ改ム

第二十五條中「五錢以上一圓九十五錢以下」ヲ「一圓以下」ニ改ム

第二十六條中「十一日以上二月以下ノ重禁又ハ二圓以下ノ罰金」ヲ「一月以下ノ懲役若ハ二圓以上ノ拘留」ニ、「五圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金若ハ二圓以上ノ科料」ニ、「五錢以上一圓九十五錢以下」ヲ「一圓以下」ニ改ム

(政府委員大島健一君登壇)

○政府委員(大島健一君) 近頃航空機ノ發達ニ連レマシテ、飛行機ノ航空界ニ於ケル飛行制限ヲ與ヘルト云フ必要ヲ認メマシテ、列國ニハ航空法ト云フヤウナモノヲ以テ、廣ク空界ニ於ケル飛行機ノ飛行ノ制限ヲ與ヘテ居リマスガ、我國ニ於キマシテハマダ航空法ヲ以テ廣ク是が制限ヲ與ヘル程ノ程度三飛行機モ進歩致シテ居リマセヌ、併シナガラ此二三年來、時ニ外國ノ船が飛行機ヲ飛バシ、或ハ外國ノ飛行家が日本ニ來テ飛行ノ試験ヲシタイト云フヤウナコトモアリマシテ、時ニ要塞地帶附近ニアツテハ、要塞地帶ヲ飛バヌヤウニト云フ制限ヲ與ヘタコトモアリマスカ、ソレハ法律上制限ノナイモノヲ注意シテ止メタコトガゴザイマス、右様ナ次第ニシテ此我が要塞、即チ沿海ニアル所ノ要塞地帶ニ飛行機ヲ乗入レルト云フコトノ制限ヲシテ置クト云フコトハ、最早今日其必要ノアル時機ト認ノマシテ、此要塞地帶法ノ中ニ今マテハ地上ニ於テ要塞ニ近寄リ、若クハ要塞ヲ測量シ、或ハ寫眞ヲ撮ルト云フヤウナ制限ガアリマシタガ、ソレニ空間ニ於ケル飛行機ヨリスル觀測ニ、制限ヲ與ヘウト云フ案テゴザイマス、此法律が出來マスルト、外國ノ飛行家ナドニモ表向キ此法律テ止メルコトモ出來、又今日ノ航空者ハ皆航空術ノ學校ヲ經タ者デ、ソコラノ學校トシテモ列國ノ航空機ノ侵入ヲ禁止サレタル地區ヲ知シテ參ルト、云フヤウナコトニナリマシテ、之ニ制限ヲ與ヘルト云フコトハ大變便利ニナリマス、先づ今日ノ程度ハ海岸要塞ノ上ニ於ケル航空機ノ侵入タケラ、制限ヲ與ヘタ伊ト云フ考デ、此案ヲ提出シタ次第テゴザイマス、ドウゾ御協賛ヲ經テ實行致シタイト存シマス

○議長(島田三郎君) 質問ハアリマセヌカ——質問ハナイト認メマス、依テ次ノ日程ニ移リマス、日程第五、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○荒川五郎君 議長

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君
○荒川五郎君 此委員ハ九名トシ、議長ニ於テ御指名アランコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 異議ナイト認メマス、依テ荒川五郎君ノ發議ノ通リニ決シマシタ、日程第六、第七、第八、是ハ同一委員ニ付託セラレタル議案アリマス、依テ一括委員長ノ報告ヲ許可スルコトニ御異議アリマセヌカ

○議長(島田三郎君) 御異議ナイト認メマス、委員長本田恆之君

第六 無盡業法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 營業稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(本田恒之君登壇) ○本田恒之君無盡業法案、貯蓄銀行法中改正法律案、營業稅法中改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告申上ゲマス、無盡業法案ニ就キマシテハ諸君ノ御手許ニ出シテアリマス通りニ、三個ノ修正ヲ加ヘマシテ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、修正ヲ加ヘマシタ理由ヲ簡單ニ説明致シマス、第六條ニ左ノ一項ヲ加フルコトニ致シマシタ、「無盡業者ハ其ノ營業區域ヲ超エテ營業所若ハ代理店ヲ設置シ又ハ勸誘員若ハ募集員ヲ派スルコトヲ得ス但シ營業區域外ノ者ヨリ申込アル場合ニ於テ之ト取引ヲ爲スコトヲ妨ケス」此第六條ノ規定ハ御承知ノ通りニ今度ノ法案ハ各府縣限リテ、府縣内テ營業區域ヲ制限スルト云フ原案ノ主意ニナツテ居リマス、此府縣限リニ營業區域ノ制限スルト云フコトハ、委員會ニ於テモ其主義ハ承認致シマシタガ、今日多クノ無盡業社が殆ド全國ニ瓦リマシテ募集ヲ致シテ居リマスガ、地方ノ人ナドハ此本店ノ營業上ノ信用及ビ資產ノ程度ナドヲ審カニ致サズニ、之ニ加入致シマシタ結果、種々ナル不幸ニ遭遇シテ居ルト云フコトハ、數多ノ事例ガアリマス、斯様ナコトハ畢竟營業區域ガ全國ニ瓦リテ居リマス結果、斯ウ云フ不都合ヲ生ズルコト、考ヘマスカラ、原案ノ通りニ各府縣ニ制限致シマスレバ、縣下ノコト府下ノコトハ大概其事情ヲ審カニスルコトが出來ルト考ヘマスカラ、此各府縣ノ營業區域ヲ制限スルト云フ主義ニハ同意ヲ致シマスガ、此主義テ取除ケラ設ケテ置キマセヌケレバ、縣ト縣トノ界目ニ持シテ行シテ、若クハ鄰縣ニ接近シタ所ニ信用アル無盡業者、若クハ無盡業者、又無盡業社若クハ營業者ノ方カラ積極的ニ鄰縣ニ持テ行シテ、營業所若クハ代理店ヲ設ケ、勸誘員募集員ナドヲ以テ積極的ニ募集スルコトヲ絶對ニ禁シマスガ、營業區域外ノ者ノ希望ニ依テ、自分ノ方カラ申込シテ場合ニハ、之ト取引ヲスルコトが出來ルト云フ茲ニ寛ロギフ設ケテレ故ニ第六條ニ於キマシテ、唯今讀上ヶマシタ通り無盡業者、又無盡業社若クハ營業者ノ方カラ積極的ニ鄰縣ニ持テ行シテ、營業所若クハ代理店ヲ設ケ、勸誘員募集員ナドヲ以テ積極的ニ募集スルコトヲ絶對ニ禁シマスガ、營業區域外ノ者ノ希望ニ依テ、自分ノ方カラ申込シテ場合ニハ、之ト取引ヲスルコトが出來ルト云フ茲ニ寛ロギフ設ケテ置シタ方ガ、人民ノ爲メニ便利デアルト云フ主意テ、此第六條ヲ修正致シマシタ譯アリマス、第一ノ修正ハ第九條ニ左ノ一項ヲ加ヘマシタ、第九條ノ三ト致シマシテ「掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル掛金額ヲ限度トスル貸付ヲレカラ元ノ第三項ヲ四項ニ繰下ゲマシカ、此主意ハ無盡業者ガ營業上ノ資金ヲ運用致シマスル方法ヲ、原案ハ國債證券、地方債證券、其他特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ債券、又ハ株券ノ買入及ヒ是等ノ有價證券ヲ擔保スル貸付並三銀行ヘ預ケ金又ハ郵便貯金、是以外ノモノニ運用スルコトが出來ナイト云フコトニ制限シテアリマス、此制限ノ趣意モ畢竟無盡加入者ヲ保護スルタメ、滯リナク落札人ニ渡スコトが出來ルヤウナ趣意ヨリ、斯ワ云フ制限ヲサレタハ尤モニ考ヘマスケレドモ、是ダケノ制限ヲ致シマシテハ、營業者ハ非常ニ窮屈ニ考ヘマスカラ、更ニ掛金者ニ對シマシテ「既ニ拂込ミタル掛金ノ額ヲ限度トシテ貸付金ヲ爲スコトヲ得」ト云フ一項ヲ加ヘマシテ、營業者ノ資金運用ノ途ヲ開キマス趣意テ此事ヲ修正致シマシタ、更ニ一項ハ第十九條、第十九條ハ原案ニ於キマシテハ、掛金者ハ無盡業者ニ對シ、營業時間内何時ニテモ貸借對照表自己ノ加入シタル無盡業者帳簿ノ閲覽ヲ求メルコトが出來ルトナツテ居リマス、若シ此法律ノ規定が惡用サレマスト、テハ非常ニ困ルト云フ事情モアリマスコトハ、尤モナコト、考ヘマシタカラ、之ヲ斯様ニ修正シマシタ、第十九條ヲ掛金者ハ無盡業者ニ對シ、營業時間内何時ニテモ前半

シマシダルトコロノ染料及醫藥品ノ缺乏ヲ——戰亂ノ爲ニ醫藥品ノ缺乏致シタルタメニ、大ニ織物業者及衛生上一日モ忽セニスベカラサルトコロノ醫藥品ノ缺乏ヲシタルガタメニ、此當業者ヲ補助獎勵シテ、染料及醫藥品ヲ我國ニ於テ製造スルガタメニ政府ヨリ本案ヲ提出シタノアリマシテ、其趣意ニハ大體贊成デアルノアリマス、時局ニ最モ適シタルトコロノ發案アルト認メテ、委員會ハ大體ニ於テ贊成デアルノアリマスルが、此案ノ中ニ工業藥品ノ製造ヲ補助獎勵スルノコトガ含マレテ居ラナイト云フノア、委員會横田君及小林君等カラ之ニ付テハ種々ナル御意見モ出テ、又其他ノ諸君カラモ種々ナル御意見ガ出マシタ結果ト致シマシテ、尙委員會ニ於キマシテハ慎重ニ審議スルガタメニ、特ニ七名ノ特別調査委員ヲ選定致シマシテ、更ニ慎重審議致シテ調査ヲ遂ゲタノアリマス、其結果第五條ヲ削除修正致シタノア、其第五條ヲ削除修正致シマシタノハ、第五條ニ依リマスルト云フト、會社が他ノ業務ヲ營業致シナガラ兼業スルモノニ對シテ補助ヲスルト云フ、規定ガアルノアリマスルガ、斯様ニ致シマスルト云フト、監督上複雜ニ相成リマシテ大ニ不便ノ點モアリマスルシ、尙亦弊害モ生ズルデアラウト云フノア、特別調査委員會ニ於キマシテハ、此第五條ヲ全部削除致スコトニ決定致シタノアリマス、而シテ第五條ヲ削除スルト同時ニ、其他ノ案ハ其儘逐次繰上ゲマシテ、原案ヲ總て認ムルコトニ致シテ、此事ヲ特別調査委員會ヲ代表致シマシテ、武藤君ヨリ委員會ニ御報告ニ相成リマシテ、委員會ハ滿場一致一人ノ異議ナク可決致シタノアリマス、尙且武藤君ヨリ希望條件ト致シマシテ、工業藥品ニ關スル製造獎勵ヲ逸シタコトヲ遺憾トシマシテ、之ニ付テ附帶條件ヲ提出セラレタノアリマス「工業藥品ノ製造獎勵ニ關シテ政府ハ案ヲ具シテ次期ノ帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム」斯様ナ附帶條件ヲ別調査委員會ニ於テハ一致ノ決議ヲ以テ委員會ニ提出セラレマシテ、武藤君ヨリ此決議ヲ御提出ニナリマシテ、委員會ニ於テハ其決議モ滿場一致ヲ以テ可決シタノゴザイマス、要スルニ結局本案ハ第五條ヲ削除修正シ、唯今ノ附帶決議ヲ致シテ、政府ニ此次ノ議會迄ニ工業藥品ノ製造獎勵法案ヲ出スヤウニト云フ希望ヲ述ベテ、此案ハ可決確定致シタノアリマス、願クハ滿場一致御贊成ヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ハゴザイマセヌカ
○藤井善助君 政府ニ御尋致シタノアリマスルガ、本案ハ此時局ニ當テ染料醫藥品ノ缺乏即チ供給ヲ裕ガニシ、是等ノ製造ヲ獎勵スルト云フ意味ニ於テ提案サレタモノト考ヘルノアリマスルガ、而モ此染料ハ輸入年額七百万圓、醫藥品ハ約一千万圓ノ巨額ニ上ルノアリマスルガ、委員會ニ於ケル政府委員ノ説明ニ依リマスルト補助金額ハ十箇年通シテ、約二三百万圓ノ補助金額ヲ支出スル考アルト云フコトヲ説明サレタノアリマスガ、是等ノ十箇年間ヲ通シテ一二三百万圓ノ補助金額ヲ以テ、此巨額ノ輸入ヲ防遏シ輸入ヲ防遏シマセヌマデモ、現在ノ當業者ノ困難ヲ感シテ居ル缺乏ヲ補フト云フ程度ノ補助ガ、果シテ此製造獎勵ノ趣旨ヲ貫徹スルコトガ出來ルアリマセウカ、否ヤ、其點ガ伺ヒタノアリマス、尙附加ハマスルガ、此條文ニ依リマスルト、製造會社ガ八分ノ利益配當ヲスルマテ補助スルト云フコトアリマス、而シテ其條文ヲ見マスト其製造會社ガ營業上缺損ヲ致シタ場合ニ、政府ハ之ヲ補填シテ、而モ尙八分ノ配當ヲ爲スマデ補助スルト云フノアリマスカ、左様ナコトニ致スニ付テ、僅々二三百万圓ヲ十箇年支出スルコトニ於テ、此趣旨ガ貫徹セラル、ヤ否ヤ、此點ニ對スル政府ノ御考ヲ伺ヒタ
○政府委員(岡實君) 議長

○議長(島田三郎君) 議長

○政府委員(岡實君) 唯今ノ御説明ニ御答致シマス、政府ハ十箇年ヲ通シテ凡ソ二三百萬圓ヲ支出スル考アルト云フコトヲ申述ベマシタノハ、極メテ是ハ概數ヲ申上げタニ過ギナインデアリマス、無論此事柄ハ事業が如何ナル程度ニ於テ起ツテ來ルカ、又時局が何時平定スルカト云フヤウナ大キナ未必ノ條件ニ係ツテ居ルノゴザイマスカラ、今改メテ金額ヲ幾ラト云フコトヲ限定スルコトハ餘程困難デアリマス、強テ若シ概定スルコトヲ得ルモノトスレバ、先づ凡ツ此位アル、政府ハ其以上ヲ出サナイト云フノデナク、事業ノ狀況如何ニ依ツテハ、政府ハ法律ノ命ズル所ニ從ツテ補給ヲスル譯デアリマス、故ニ缺損迄填補シテ尙且八分ノ補給ヲ爲スト雖モ、其金額デ大體支辨スルコトが出來ヤウ、若其事が叶ハナケレバ其以上ハ政府ハ法律ノ命スル所ニ從ツテ、又必要ナル支出ヲ爲スコトヲ辭サナインデゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ハアリマセヌカ——御發議ガナイト認メマス、本案ハ委員會ニ於テ修正ニナツテ居リマス、夫故ニ第二讀會ヲ開カナケレバナリマセヌ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌ方

○議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メマス、依テ本案ハ第一讀會ヲ開クコトニ致シマス

○荒川五郎君 議長

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君

○荒川五郎君 直ニ讀會ヲ開カレシコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 「贊成タク」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 直チニ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ第二讀會ヲ開キマス

○荒川五郎君 議長

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君

○荒川五郎君 直ニ讀會ヲ開カレシコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 「贊成タク」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 直チニ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ第二讀會ヲ開キマス

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君

○議長(島田三郎君) 「贊成タク」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ハアリマセヌカ

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君 議長

○議長(島田三郎君) 第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君

○議長(島田三郎君) 「贊成タク」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メマス、三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可決確定致シマス、此場合ニ先刻後回シニ致シテ置キマシタ日程第一、第三號大正四年度歲入歲出總豫算追加案ヲ議題ト致シマス

第一(第三號) 大正四年度歲入歲出總豫算追加案

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君

○議長(島田三郎君) 「贊成タク」ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 御異議ハアリマセヌカ

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君 議長

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君 議長

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君 議長

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君 議長

(六)

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長（島田三郎君） 御異議ガナイト認メテ 荒川君ノ動議ノ通り 委員長報告ノ如
ク可決確定致シマシタ——日程第十、醫師法中改正法律案ヲ議題ト致シ、第一讀
會ヲ開キマス、提出者横山金太郎君

第十出 醫師法中改正法律案（横山金太郎君外一名提

第一讀會

醫師法中改正法律案
醫師法中左ノ通改正ス

醫師法中改正法律案

忠良ナル國民ヲ遇スルノ道ニアリマセカラ、將タ高等遊民ヲ助長スルト云フ嫌ガナイノテアリマスルカ、貧民ヲ救濟シ刑餘ノ人ヲ感化スルガ如キハ、社會政策ノ一ツトシテ既ニ行ハレテ居ルトコロデアル、高等遊民ハ謂ハヤ其大部分ハ確ニ貧民デアル犯罪者ノ卵子デアリマス、既ニ生ジタトコロノ惡結果ヲ洗滌スベク、斯ノ如キ社會ノ改良政策ヲ行フコトが必要アルトルナラバ、未ダ生ゼザル前ニ當ツテ、其生ズベキ原因ヲ未前ニ防ぐト云フコトハ、當然ニシテ且適當ナルトコロノ處置ナルト私ハ考ヘルノアリマス、又政府ガ之ニ對シテ曾ニ言明ヲセラレタトコロニ依リマスルト、限地醫ト普通醫師トノ間ニハ、學力技能ノ點ニ於テ甚ダ懸隔ガアルカラ、斯ノ如キモノニ向ツテ貴重ナル人命ノ保護ヲ託スルト云フコトハ、甚ダ危險デアルト言ハレテ居ル、本員ノ信ズルトコロニ依レバ、勿論普通醫師ト限地醫ノ間ニ學力ト手腕ノ上ニ懸隔ノアリト云フコトハ認メルノアリマス、併シ此懸隔ノアルト云フコトハ、獨リ此醫師社會ニ於テノミ認ムベキ現象デハナイ、總テノ業務ヲ通ジテ共通ナルトコロノ事相デアルト私ハ考ヘルノアリマス、故ニ此場合ニ於テ留意攻究すべキモノハ、限地醫デアラウガ普通醫師デアラウガ、兔ニ角此醫者ノ腕ニ託シテ、診察若クハ治療ヲ爲スニ足ルグケノ力量が備ハシテ居ルカ否ヤト云フコトサヘ見レバ宜シノアリマス、若シ政府ノ斯ノ如キ人ニ治療ヲ託スルノが危險デアルト云フ言葉ヲ、絕對ニ手腕拙劣ニシテ之ヲ託スルニ足ラスト云フ趣意テアリマスルナラバ、政府ニ向シテ一二問ハナケレバナラヌコトガアルト思フ、第一ニ地ヲ限ラレタル地域内ニ在ル人民ノ身命ト云フモノハ、尊重スベキモノデハナイノアリマスカ、若シ尊重スベキモノナリトスレバ、斯ノ如キ人ニ向シテ地ヲ限ジタニセヨ、醫業ヲ認メラレタト云フノハ矛盾デハアリマセヌカ、又第二ニハ明治三十九年醫師法ガ制定サレマシタが其醫師法ニ依リマスト、限地醫ト雖モ往依シテ醫師トシテ適確者アルト云フコトグケハ、政府ノ擔保シタモノト言ハナケレバナラヌ診ハ許サレテ居ルノアリマス、此法律ノ表ニ依レバ確カニ全國何レノ地ニ至ルモ、限地醫ハ手腕ヲ振フコトが出來ルト解釋シナケレバナラナイ、是ニ由テ之ヲ観レバドウシテモ此ルカラ斯様ニ認メタノデアルト言ハレルカ知リマセヌガ、若シ果シテ氣ノ毒デアルカラス様ニ認メタト云フナラバデス、今日ノ狀勢ハ醫師法設定ノ當時ヨリ尙一層氣ノ毒ナル事情が視スルコトが出來ヌト云フ意味ガ含マレテ、始メテ斯ノ如キ規定が出來タモノト私ハ思フ生ジテ來テ居ルノアリマスカラ、百尺竿頭一步ヲ進メテ、更ニ憐ムベキト云フ意ヲ擴張ト思フノアリマス、(簡單)ト呼フ者アリ)然ルニ之ニ向ツテ地域ノ制限ヲ加ヘルト云フコトハ、スル御考ハ無イノアリマスカ(「簡單」ト呼フ者アリ)又其次ニハ元來此醫師法制定當時ニ、全ク此限地醫ト云フ者ヲ禁ズルコトが出來ナカッタノハ、畢竟是等ノ既得權ヲ無視スルコトが出來ヌト云フ意味ガ含マレテ、始メテ斯ノ如キ規定が出來タモノト私ハ思フノデアリマス、(簡單)ト呼フ者アリ)然ルニ之ニ向ツテ地域ノ制限ヲ加ヘルト云フコトハ、ソレ自體ニ於テ甚ダ私ハ不當デアルト思フ、要スルニ斯様ナ不理不當ノモノニアリマシテ、マシテモ、今日ハ確カニ八臂ガ進シテ居ルノデスカラ、甲ノ醫著ニ診テ貴フト乙ノ醫著ニ診テ貴フト云フコトハ、是ハ其患者ノ選擇ニ一任スルノガ當然デアルト思フ(ヒヤー)ト云フコトハ、來ナシテ假ニ終リニ臨シテ、此政府ガ斯ノ如キ人ニハ決シテ治療モ診察モ託スコトが出来ナシ、甚ダ危險デアルト云フ意味ハ、全ク手腕ガ無イモノテアルト云フコトハ、普通醫師認メテ居リナガラ、其法律ノ中ニ特ニ桎梏ヲ施スベキ規定ノアルト云フコトハ、普通醫師ト對立致シテ、自由ニ競争場裡ニ立ツコトヲ得セシメナイト云フコトニナシテ居ル、此不道理ト不公平ヲ矯正セン爲メニ此案ヲ出シタノアリマス(笑聲起ル)要スルニ諸君ハ斯ノ如キ笑聲ヲ發セラレマス如キコトナク、嚴正ニ公平ニ判斷セラレテ、滿場一致ヲ以テ御贊成アラムコトヲ希望致シマス

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ハアリマセヌカ——杉山四五郎君
○杉山四五郎君 提案者ニ質問致シマス、質問ノ第一要點ハ……

○議長(島田三郎君) 長キ質問デアリマスレバ登壇ヲ請ヒマス
〔杉山四五郎君登壇〕

○杉山四五郎君 私ノ提案者ニ質問致シタイトコロノ第一要點ハ、本改正案ハ醫師法制定ノ趣旨ニ背反ハセヌカ、及ヒ醫師法ノ根本義ヲ沒却セザルカト云フノガ第一ノ要點デアリマス、抑々醫師法ノ制定セラレマシタコトハ、私が事新ラシク申スマデモナク、醫界ノ進歩醫術ノ發展ニ伴ヒマシテ、醫師ノ品位ヲ向上シ、而シテ適當ナル學術ヲ具有スルトコロノ醫師ニ依ツテ治療セラレマシテ、我が公共衛生ノ爲メニ供シタイト云フノガ本法制定ノ趣旨デアリマス、然ルが故ニ此醫師法ノ第一條ニ於キマシテハ「醫師ランストスル者ハ左ノ資格ヲ有シ」云々即チ帝國大學ノ醫科大學、官公立專門學校又ハ文部大臣ノ指定シタル醫學專門學校ヲ卒業シタル者、又ハ外國ニ於テ醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ノ醫師免許ヲ得タル者ニシテ、命令ノ規定ニ該當スルモノト云フ如キ條件ニ立テマシテ、其資格ヲ限定シテ居ルノテアリマス、之ニ對シテ「スター・エキザーメン」即チ國家試験ノ主義ヲ採リマシテ、十分ニ醫師ノ試験ニ合格シナケレバ、醫師タルノ資格ヲ與ヘナイト云フノガ、此醫師法第一案ノ明文デアル、然ルニ此限地開業醫ナルモノハ、唯今提案者ノ説明ノ通りニ如何ニモ明治十六年十月ノ布告醫師免許規則ノ第五條ニ於テ、醫師ノ乏シキ地ニ於テハ縣令即チ今ノ府縣知事——府縣知事ノ具狀ニ依リ内務卿ハ醫術開業試験ヲ經ザル者ト雖モ其成績ニ依リ假開業免狀ヲ付與スルコトアルベシ、即チ提案者ノ言ハル、山間僻陬絶海孤島等、醫師ニ之シキ地ニ之ヲ設クルコトヲ規則トシ、而シテ明治三十一年以來政府ハ時勢ノ進歩ニ伴シテ適當ナル醫師が輩出スルガ故ニ、假開業醫免狀ヲ交付スルコトハセヌノテアル、隨ツテ此醫師法ナルモノヲ制定スル當時ニ於テ、益々立派ナル醫師が十分ニ出テ居ルモノナルガ故ニ、斯カルモノヲ此處ニ認ムル要ハ無イ、併ナガラ經過ノ規定トシテ此醫師法ノ十二條ニ即チ第三項「本法施行前醫師假開業免狀ヲ得タル者ハ本法施行ノ後ト雖モ醫業ヲ爲スコトヲ得但シ免許地域外ニ診察所、治療所又其ノ出張所ヲ設クルコトヲ得ス」詰リ免許地域内ニ限地シタノデアル、全ク例外トシテノ經過ノ規定即チ過度ノ時代デアリマスカラ、之ヲ豫期シテ特ニ假開業醫ノ爲メニ、限地開業醫ノ爲メニ、自宅以外ニ於テ往診スルコトが出來ルト云フ風ニ制定シタノデアル、デアルガ故ニ現在ノ此醫師法ノ主義本領ト云

○横山金太郎君 第一ノ質問ハ醫師法制定ノ趣旨ニ悖ラズヤト云フ質問デアリマスガ、私ハ悖フナイト思フ、寧ロ醫師法十三條ノ規定ヲセラル、前ニハ、其醫師ナル者ハ全ク限地ノ範圍ニハ出ラレナカッタ結果、規定ヲ置カル、際ニ其事情ノ變更シタ爲メニ往診ヲ

〔横山金太郎君登壇〕

○横山金太郎君 別ニ御發議ハアリマセヌカ——杉山四五郎君

〔「登壇タ々ト呼フ者アリ」〕

○杉山四五郎君 私ハ私ハ唯今提案者ノ答辯ヲ得マシテ甚ダ了解ニ苦ミマスガ、併

シ是ハ實ハ自分モ此立法ニ多少參與シタ關係モアリマスノデ、大體其意ノ在ル所ハ了承シマシタ、就テハ私ノ信ズル所ニ依リマスト、此ノ如キ時世後レノ改正案ヲ提出スルト云フコトハ……

〔杉山四五郎君登壇〕

○杉山四五郎君 實ハ私ハ唯今提案者ノ答辯ヲ得マシテ甚ダ了解ニ苦ミマスガ、併

シ是ハ實ハ自分モ此立法ニ多少參與シタ關係モアリマスノデ、大體其意ノ在ル所ハ了承シマシタ、就テハ私ノ信ズル所ニ依リマスト、此ノ如キ時世後レノ改正案ヲ提出スルト云フコトハ……

〔「意見ハイカヌト呼フ者アリ」〕

○荒川五郎君 本案ノ審査ヲ付託スル爲メニ、九名ノ委員ヲ議長ニ於テ御指名アラシコトヲ望ミマス

〔「贊成ト呼フ者アリ」〕

○議長(島田三郎君) 私ハ政府ニ向テ一寸御尋シマスガ、本法ニ對シテ當局者ハ如何

〔政府委員中川望君登壇〕

○政府委員(中川望君) 唯今杉山君ヨリ、本案ニ付テノ政府ノ意見ヲ御尋ニナリマシタガ、イヅレ本案ハ……

〔此時許可ヲ得シテ發言スル者多シ〕

○議長(島田三郎君) 静肅ニ……諸君ニ御注意申シマスガ、質問者ガ政府委員ニ説明ヲ求メテ、其説明ヲ爲スニ當タテ説明ヲ拒ムガ如キ喧囂ヲナサルト云フコトハ……

○政府委員(中川望君) 唯今ノ御尋ニ付キマシテ御答致シマスガ、此改正案ハ醫師法ノ制定及ヒ改正ヲセラレマシタ際ノ、政府ノ希望ニ反スル案デアラウト考ヘテ居リマス、即チ先刻杉山君が此席デ述ベラレマシク如ク、當時醫師法ノ改正ヲ致シタ際ニハ、成ルベク學識經驗ニ富ム者ヲ開業醫トスルノ趣意ニアリマス、故ニ之ニ對シテ限地

〔醫ナルモノヲ認メ、其限地醫ナルモノヲソノ狹キ區域ニ制限致シタノガ、既ニ古ノコトデ、時勢ノ進歩ハ益々學識經驗ノアル醫師ノ多く出ヅルコトヲ望シテ居ルノテアリマスカラ、國民ノ衛生上ガラ申シマスレバ、出來ルダケ有力ナル醫師ノ患者ニ接スルコトヲ望シテ居ルノアリマス、ソレ故ニ政府ニ於テハ唯今ノ案ニ付テハ大ニ考慮ヲ要スベキモノト考ヘテ居リマス〕

○議長(島田三郎君) 別ニ發議ハゴザイマセヌカ

○荒川五郎君 懿ニ發議ヲ致シマシタガ更ニ申上ゲマス、本案ノ審査ヲ付託スル爲メニ、九名ノ委員ヲ議長ニ於テ指名セラレントラ望ミマス

〔「贊成タ々ト呼フ者アリ」〕

○議長(島田三郎君) 委員付託ノ說ガ出テ居リマスガ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」〕

○議長(島田三郎君) 御異議ガ無ケレバ委員付託ノ說ニ決シマス、日程第十一、地租條例中改正法律案ヲ議題ト爲シ第一讀會ヲ開キマス、元田肇君——尙日程第十一、日程第十二ハ同時ニ提出者ガ説明シタイト云フ請求ガアリマス、御異議ハアリマセ

〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」〕

○議長(島田三郎君) 御異議ガ無イト認メマス、同時ニ説明致シマス

〔横山金太郎君登壇〕

ノト間接ニ營業ニ供スルモノトロ問ハズ、總テ之ヲ賃貸價格ニ計算スルト云フコトニ法律
が規定ニナツテ居ルノデアリマス、先程御述ヘニナリシタ例ヘバ、寢室デアルトカ、或ハ食
堂デアルトカ、申スモノ、如キハ是ハ營業ニ間接ニ使用シテ居ルモノデアルト云フ處ノ見
解ヲ以チマシテ、是ハ賃貸價格ノ計算ノ中ニ入レルコトニ大藏大臣ヨリ訓令ニナツテ居
リマス

○岩本平藏君 日程ノ第十一第十二ハ一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラ
レンコトヲ望ミマス(笑聲起ル)

○議長(島田三郎君) 岩本君ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ、
(「異議ナシ異議ナシ」)聲起ル

○荒川五郎君 唯今議題ニナツテ居ル兩案ハ、先キニ付託セラレテ目下審議中デアル
地租條例改正法律案外二件ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

(拍手起ル「贊成イタ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 一應意見ヲ述べマス、岩本君ノ發議ハ原案デ荒川君ノガソ
レニ對スル修正案アリマス、修正ヲ先キニ採リマス

○岩本平藏君 ソレデハ本家ノ荒川君ニ譲リマス

○議長(島田三郎君) 荒川君ノ動議ハ既ニ明瞭ト存ジマスガ(「異議ナシ異議ナシ」
ト呼フ者アリ)地租條例中改正法律案外二件ノ委員ニ、一案ヲ一括シテ委託スルト
云フノデアリマス、之ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ガアリマセカラ左様ニ決シマス、日程第十二、衆議
院議員選舉法中改正法律案ヲ議題ト致シ、第一讀會ヲ開キマス、提出者岸本賀昌
君

第十三 衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌)
君外二名提出 第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案
衆議院議員選舉法別表中左ノ通改正ス

沖繩縣 那霸區 郡首里部 一人

附則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
(岸本賀昌君登壇)
(拍手起ル)

○岸本賀昌君 本案ハ昨年ノ議會ニ於キマシテ、既ニ委員會ニ於テモ満場一致ヲ
テ可決致シタ案デアリマスガ、議會解散ノ爲ニ其儘ニナツタモノデアリマス、其趣意ト申シ
マスモノハ此選舉法ノ中カラ、沖繩縣ニ於ケル宮古、八重山ノ一郡ハ除外サレテ居リマ
ス、此郡ニ對シテ新ニ選舉權ヲ與ヘ、且ツ那霸區ヲ獨立選舉區ニスルト云フ 趣意ニ外

ナラヌノデアリマス、元來此宮古、八重山ト云フ二郡ヲ選舉法ヨリ除外シ、選舉權ヲ
與ヘナイト云フ趣意ハ何レニ在ツカト申シマスト、別ニ不思議ナコトモナインデアリマス、
丁度現行ノ選舉法が制定ニナリシタ明治二十三年頃ニ於テハ、此兩郡ニ於テハ未ダ
地租條例が施行ニナツテ居ラナカツタノデアリマス、人頭稅ト云フ古イ稅法が行ハレテ居
テ、頭割ニ稅ヲ課セラル、ト云フ國稅ニナツタノデアリマス、此人頭稅ノ稅法ヲ以テハ
ドウシテモ選舉權ヲ授クル譯ニハ行カヌ、ソレ故ニ此二郡ニ限リ選舉法ヲ除外シテ、權
利ヲ與ヘナカツタノデアリマス、然ルニ明治二十六年ノ一月カラシテ此人頭稅ヲ全廢シ、
一般ニ地租稅條例ヲ施行スルト云フコトニナツタノデアリマス、爾來十有餘年ノ星霜ヲ
經マシタ今日ニ於テハ、獨リ稅法ノミナラズ、村會議員ノ選舉、縣會議員ノ選舉ト云
ヒ、其他一般ニ於ケルトコロノ諸制度ヲ變更シテ、一般ノ地方制度ノ下ニ此二郡ニ於テモ同ジ權能ヲ發揮シツ、アルノデアリマス、斯ノ如ク情勢一變セルニモ拘ラズ、尙此選
舉法ト云フモノ、規定ガアリマシテ、此二郡ヲ排除シテ選舉權ヲ與ヘナイト云フコトニ至リ
マシテハ、此二郡ニ於ケルトコロノ帝國臣民ハ、此現行法ノ爲ニ大切ナルトコロノ公ノ
權利ヲ取上ゲラレテ居ルト言ハナケレバナラヌノデアリマス、是ハ吾々國民トシテ忍ブ能ハ
ザルトコロデアリマス、次ニ那霸區ノコトデアリマスガ、那霸區ト申シマスル處ハ此縣下ニ
ニ人口カラ申シマシテモ五万五千一百モ有シテ居リマシテ、全國六十四ノ市ノ人口ニ比
ベテ見マシテモ、二府ヲ別トシテ二十四番ニ位シテ居リマス、此區ニ對シテハ明治二十九
年カラ區制ヲ布イテ居リマス、其行政上ノ組織ト云ヒ、財政經濟ノ關係ト云ヒ、少シ
モ他ノ府縣ノ市ト事實ニ於テ變ルコトハナインデアリマス、殊ニ近年ニ至リマシテハ、那
霸港ノ築港モ落成ヲ告ゲテ汽船が横ヅケニナリ、電車ノ往來モ頻繁ニナリ、尙輕便
鐵道ノ如キモ此地ヲ起點トシテ七八哩既ニ開通致シテ居リマス、斯ノ如ク發展シテ
居ル土地柄テモアリマスシ、ドウシテモ此區ノ如キハ他府縣ノ市ノ例ニ依リマスレバ、之ヲ
獨立選舉區ニスルト云フコトハ、最モ公平ニシテ最モ適當ナル處置ト考ヘルノデアリ
マス、要スルニ時世ノ變遷シマシタ今日ニ於テハ、現行ノ選舉法ハ今申シマシタ點ニ
對シテハ、如何ニモ不備缺陷ガアルモノト言ハナケレバナラヌノデアリマス、既ニ不備缺陷
アリト致シマスレバ、一日モ早く之ヲ改正致シマシテ、與フベキ權利ハ之ヲ與ヘ、各々其
所ヲ得セシメント云フコトガ我が立法府トシテハ進シテ爲スヘキ適當ノ職責デアルト思フ
ノデアリマス、ドウガ満場ノ諸君、公平ナル判断ニ依ツテ御贊成アラムコトヲ希望致シマス
○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ガアリマセヌカ——荒川五郎君
○荒川五郎君 本案ハ前三付託セラレタル衆議院議員選舉法中改正法律案ノ委員
ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メマス、依テ本案ハ衆議院議員選舉法中改
正法律案ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、日程第十四、航空事業國庫補助ニ關ス
ル建議案ヲ議題ニ供シマス、提出者兒玉亮太郎君、

